

第 1 章 計画改定にあたって

第 1 節 計画改定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下、「廃棄物処理法」という。）では、第 6 条第 1 項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされている。

大津市（以下、「本市」という。）では、平成 18 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～H E A R T プラン（後期計画）」（以下、「現計画」という。）を策定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきた。一方、国では政府による温室効果ガスのさらなる削減目標の設定など、我が国の地球温暖化対策は緊急の課題となっており、ごみ施策においても 3 R の推進による環境負荷の一層の軽減に取り組む必要がある。

本市は平成 17 年度に旧志賀町との合併後、約 5 年が経過し、平成 21 年 4 月には中核市に移行したことにより、行政サービスの効率化及びきめ細かい対応が可能となった。廃棄物関連では一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可ならびに産業廃棄物収集運搬業等の許可について、県より権限移譲されたところである。

このような状況の中、現計画策定後の地球温暖化問題への対応の推進やごみ減量政策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要がある。

現計画の計画目標年次は平成 22 年度であり、計画の更新時期に来ていることから、このたび計画を改定することとした。計画改定にあたっては、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の進捗状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を住民と共有し、住民、事業者、行政の 3 者がパートナーシップをもって取り組んでいくこととする。

第 2 節 計画の位置付け及び性格

本計画は、廃棄物処理法はもとより、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」をはじめ、各種リサイクル法や「第三次滋賀県廃棄物処理計画」に基づき、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものである。

また、本計画は、本市の総合計画及び環境基本計画の実施計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものである。

ここで、循環型社会形成に向けた法体系を図 1-2-1 に、本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1-2-2 にそれぞれ示す。また、本計画の策定フローを図 1-2-3 に示す。

図 1-2-1 循環型社会形成に向けた法体系

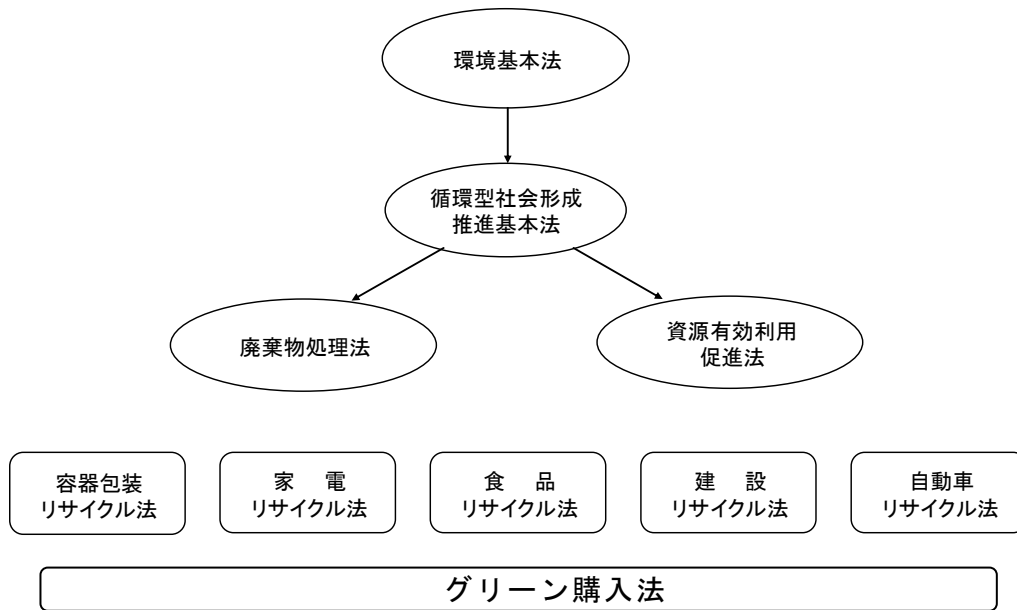


図 1-2-2 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

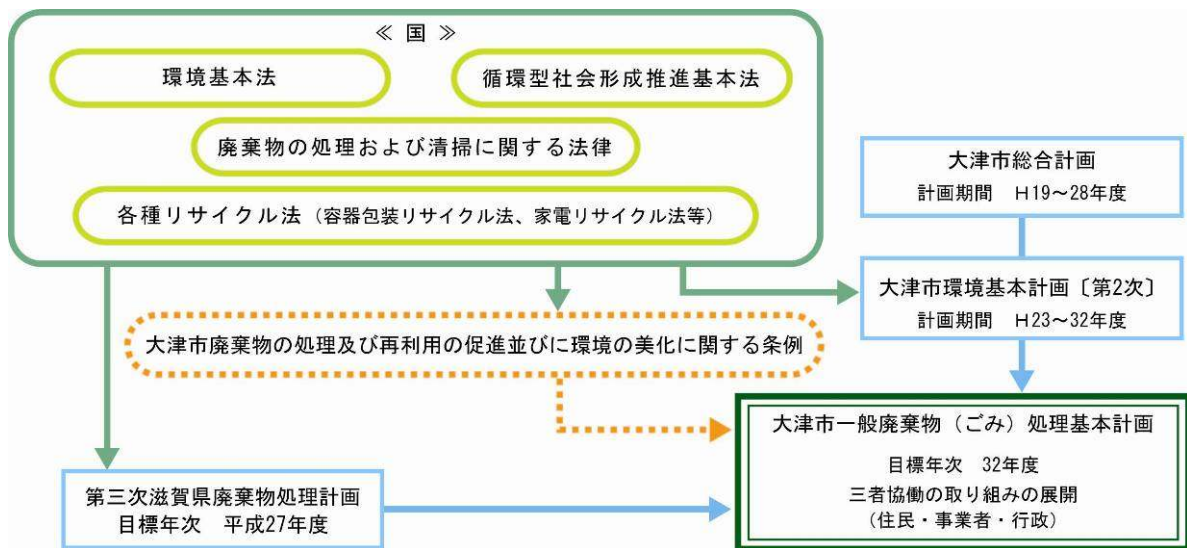
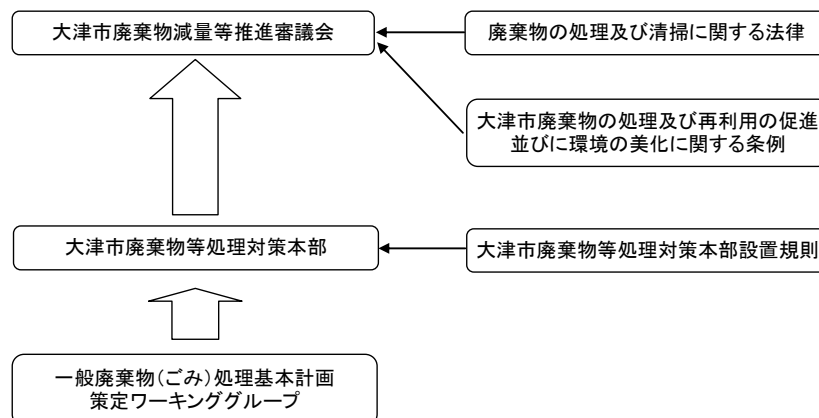


図 1-2-3 本計画の策定フロー



第3節 諸計画との関係

廃棄物処理法第6条第3項において「市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第5項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。」と規定している。

本市では、将来の全体的なまちの計画として、総合計画を策定している。また、環境面全般にわたる総合的な計画として、大津市環境基本計画を策定している。

これらを上位計画として、本計画は上位計画と整合性を図る必要がある。

1. 大津市総合計画基本構想（平成18年12月）

大津市総合計画基本構想において、ごみに関連する事項は、以下のとおりである。

● 将来都市像

「人を結び、時を結び、自然と結ばれる結の湖都 大津」

● まちづくりの基本理念

〈人間性の尊重〉

〈市民自治の確立〉

〈環境の保全と創造〉

● 基本方針

③ 次代へ引き継ぐ「自然のうるおい」を創る

豊かな自然との共生を図るとともに、その恵みを享受できる取組を進める。

資源を大切にすまちにします

環境問題に関しては、地球規模で考え、個人や地域でできる身近なことから取り組んでいくことが大切である。このため、市民、事業者、行政の協働による取組を推進し、あらゆる活動で環境への配慮が行われるよう市民意識の啓発や情報の提供をするとともに、事業活動における環境への配慮を促進していく。また、生活環境を保全し、安全性を確保するため、環境監視や必要な規制の強化を図る。

資源を有効に利用すまちづくり

- 1 ごみの減量と再資源化
- 2 省エネルギー活動の推進
- 3 効率的なエネルギー利用の推進

ごみを適切に処理すまちづくり

- 1 処理施設の整備
- 2 適正処理の推進

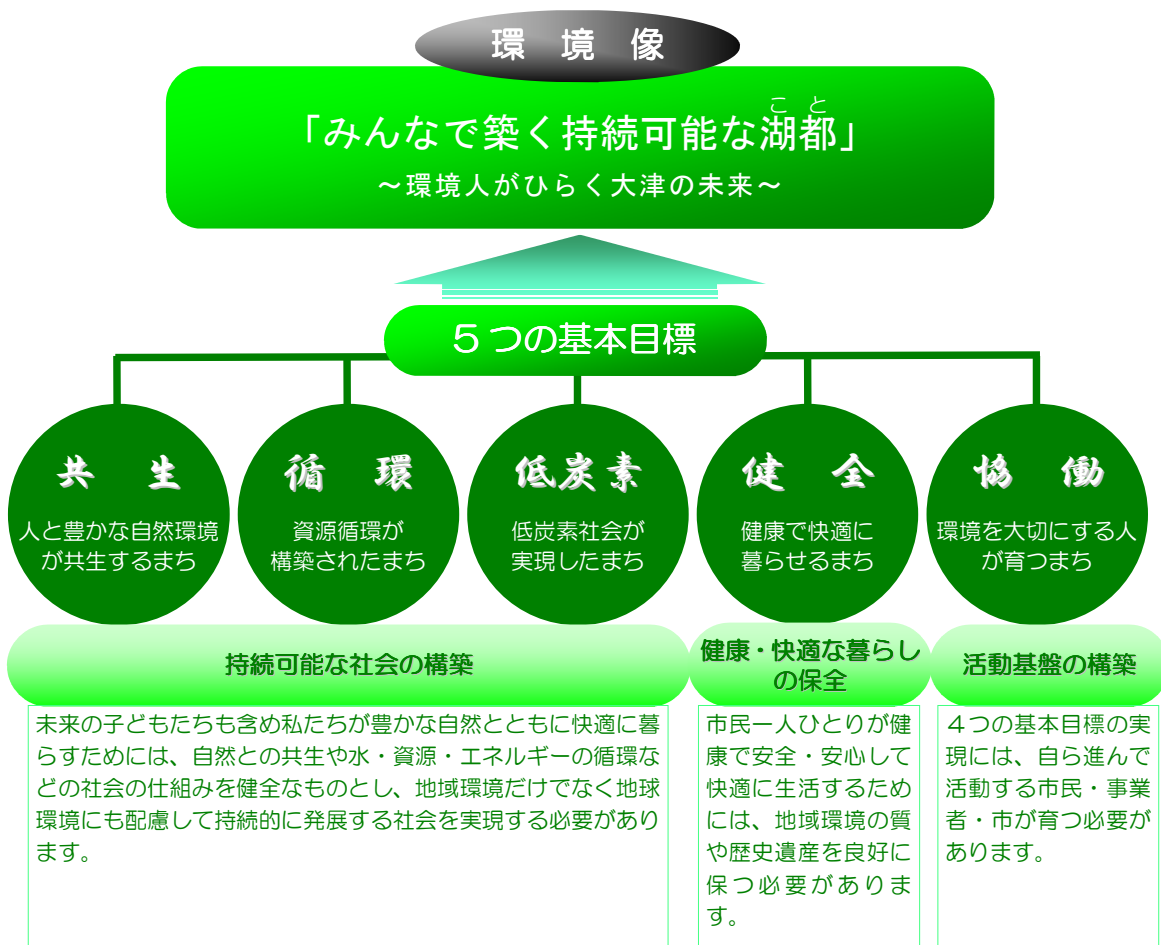
2. 大津市環境基本計画 [第2次]

大津市環境基本条例第7条第1項に基づいて策定されている。大津市環境基本計画は、大津市総合計画を環境面から実現していこうとするものであり、ごみに関連する事項は、以下のとおりである。

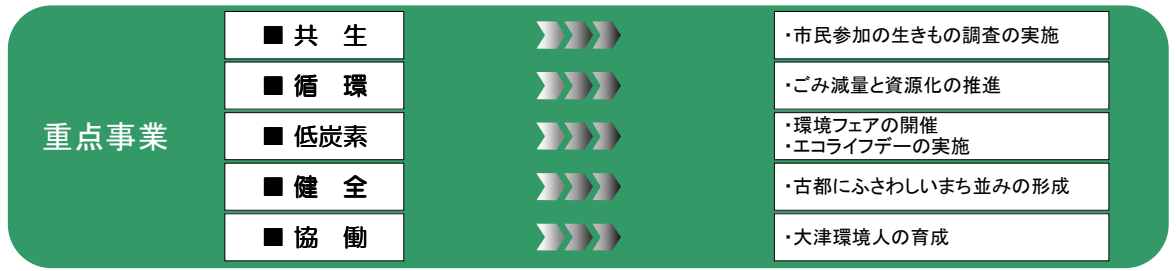
- 大津市環境基本条例 第7条第1項

市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定しなければならない。

- 計画の体系



私たちが目指す環境像 「みんなで築く持続可能な湖都～環境人がひらく大津の未来～」



第4節 計画目標年次

平成20年6月に環境省より公表された「ごみ処理基本計画策定指針」では、目標年次については原則として計画策定時より10～15年程度とされている。本計画では平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とする。